

平成25年

# 三重県議会定例会会議録

( 2 月 27 日 )  
( 第 3 号 )

第3号  
2月27日



平成25年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 3 号

○平成25年2月27日（水曜日）

---

### 議事日程（第3号）

平成25年2月27日（水）午前10時開議

- 第1 議案第1号から議案第74号まで  
〔提案説明〕
- 第2 議提議案第3号及び議提議案第4号  
〔提案説明、採決〕
- 第3 議提議案第5号及び議提議案第6号  
〔提案説明、討論、採決〕
- 第4 議提議案第7号  
〔採決〕
- 第5 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第6 議員提出条例検証特別委員会廃止の件

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第74号まで
  - 日程第2 議提議案第3号及び議提議案第4号
  - 日程第3 議提議案第5号及び議提議案第6号
  - 日程第4 議提議案第7号
  - 日程第5 特別委員会の調査事項に関する報告の件
  - 日程第6 議員提出条例検証特別委員会廃止の件
-

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	粟 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男
12	番	吉 川	新
13	番	長 田	隆 尚
14	番	津 村	衛
15	番	森 野	真 治
16	番	水 谷	正 美
17	番	杉 本	熊 野
18	番	中 村	欣一郎
19	番	小 野	欽 市
20	番	村 林	聡
21	番	小 林	正 人
22	番	奥 野	英 介
23	番	中 川	康 洋
24	番	今 井	智 広
25	番	藤 田	宜 三
26	番	後 藤	健 一

27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	館	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	日前	剛志
41	番	舟橋	裕幸
43	番	三谷	哲央
44	番	中村	進一
45	番	岩田	隆嘉
46	番	貝増	吉郎
47	番	山本	勝
48	番	永田	正巳
49	番	山本	教和
50	番	西場	信行
51	番	中川	正美
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

## 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸 保 幸
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本 秀 典
書 記 (議事課主幹)	坂 井 哲
書 記 (議事課主査)	竹之内 伸 幸

---

## 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
総 務 部 長	稲 垣 清 文

---

午前10時0分開議

## 開 議

- 議長 (山本教和) おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

- 議長 (山本教和) 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第1号から議案第74号まで並びに報告第1号から報告第23号までは、さきに配付いたしました。

次に、議提議案第3号から議提議案第7号までは、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、交付決定実績調書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、これまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 追加提出議案件名

- 議案第1号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 平成24年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 平成25年度三重県一般会計予算
- 議案第4号 平成25年度三重県債管理特別会計予算
- 議案第5号 平成25年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
- 議案第6号 平成25年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第7号 平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算
- 議案第8号 平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
- 議案第9号 平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第10号 平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
- 議案第11号 平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
- 議案第12号 平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
- 議案第13号 平成25年度三重県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 平成25年度三重県流域下水道事業特別会計予算
- 議案第15号 平成25年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算
- 議案第16号 平成25年度三重県水道事業会計予算
- 議案第17号 平成25年度三重県工業用水道事業会計予算

- 議案第18号 平成25年度三重県電気事業会計予算
- 議案第19号 平成25年度三重県病院事業会計予算
- 議案第20号 三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例案
- 議案第21号 三重県国民体育大会運営基金条例案
- 議案第22号 みえ森と緑の県民税基金条例案
- 議案第23号 みえ森と緑の県民税条例案
- 議案第24号 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第25号 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第26号 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第27号 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案
- 議案第28号 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第29号 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案
- 議案第30号 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第31号 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案
- 議案第32号 三重県新型インフルエンザ等対策本部条例案
- 議案第33号 三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 議案第34号 三重県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案



- 議案第35号 三重県統計調査条例の一部を改正する条例案
- 議案第36号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第37号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第38号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
- 議案第39号 職員の救慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第40号 三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第41号 三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する  
条例案
- 議案第42号 三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する  
条例案
- 議案第43号 三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正  
する条例案
- 議案第44号 三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例  
案
- 議案第45号 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第46号 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条  
例案
- 議案第47号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第48号 三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第49号 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等  
手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第50号 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第51号 三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める  
条例の一部を改正する条例案
- 議案第52号 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第53号 三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第54号 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
- 議案第55号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

- 議案第56号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第57号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第58号 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第59号 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第60号 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
- 議案第61号 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案
- 議案第62号 警察職員の救慰に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第63号 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例案
- 議案第64号 包括外部監査契約について
- 議案第65号 防災関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第66号 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第67号 国営宮川用水第二期土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
- 議案第68号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第69号 工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥棟（土木）建設工事）
- 議案第70号 工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第3—1工区）管渠工事）
- 議案第71号 県道の路線廃止について
- 議案第72号 みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について
- 議案第73号 三重の健康づくり基本計画の策定について
- 議案第74号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について
- 議提議案第3号 三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例案
- 議提議案第4号 議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議提議案第5号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

る条例の一部を改正する条例案

議提議案第6号 三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第7号 公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例案

---

議提議案第3号

三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例案  
右提出する。

平成25年2月26日

提出者 議員提出条例検証特別委員長 中 嶋 年 規

三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例

三重県地域産業振興条例（平成十七年三重県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地域」を「、地域」に改め、「活動」の下に「及び地域間の連携」を加える。

第二条第二項中「産業に携わる者」の下に「、教育機関」を加える。

第五条第一項第二号中「産業の高付加価値化」を「情報通信技術の活用、産業の高付加価値化」に改め、同項第六号中「生産」の下に「及び流通」を加え、同項に次の一号を加える。

九 国際的視点に立った産業活動を促進すること。

第六条中「協働」の下に「及びこれらの者の意見の施策への反映」を加える。

附則第二項中「この条例の施行後五年を目途として、」を「経済的社会的環境の変化及び」に改め、「勘案して」の下に「必要があると認められるときは、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

議員提出条例検証特別委員会における検証の結果に鑑み、基本理念、県の責務、基本方針及び地域の特性に応じた産業の振興並びに検討に関する規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 議提議案第4号

議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案  
右提出する。

平成25年2月26日

提出者 議員提出条例検証特別委員長 中 嶋 年 規

議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例  
(三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正)

第一条 三重県リサイクル製品利用推進条例(平成十三年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「同項」を「第一項」に改め、同条第八項中「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第十条第二項第三号中「第十一条第二項」を「次条第二項」に改め、同条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第十一条第三項中「前項の規定による報告」を「同項の規定による報告」に改める。

第十六条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

(県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部改正)

第二条 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例(平成十四年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第十条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十二条中「第九条から前条まで」を「前三条」に改める。

(子どもを虐待から守る条例の一部改正)

第三条 子どもを虐待から守る条例（平成十六年三重県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「条項」を「条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議員提出条例検証特別委員会における議員提出条例の検証に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

議提議案第5号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例案

右提出する。

平成25年2月27日

提出者 奥野英介  
中川康洋  
稲垣昭義  
中嶋年規  
中森博文  
前田剛志  
三谷哲央  
岩田隆嘉  
山本勝

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第六条並びに第七条第二項及び第七項中「あつて」を「あつて」に改める。

第九条第二項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第三項中「なつた」を「なつた」に、「あつた」を「あつた」に改める。

附則第四項中「職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）」を「旅費条例」に改める。

附則に次の一項を加える。

- 9 三重県議会議員の議員報酬の月額は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、第二条の規定にかかわらず、同条に掲げる額から当該額に百分の七・八を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に掲げる額とする。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 提案理由

県の厳しい財政状況を考慮し、議員報酬を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

#### 議提議案第6号

三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案  
右提出する。

平成25年2月27日

提出者 奥 野 英 介  
中 川 康 洋  
稲 垣 昭 義  
中 嶋 年 規

中 森 博 文  
前 田 剛 志  
三 谷 哲 央  
岩 田 隆 嘉  
山 本 勝

### 三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 三重県政務活動費の交付に関する条例

第十一条を削る。

第十条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項第二号中「政務調査費」を「政務活動費」に、「別表に定める使途の項目」を「会派にあっては別表第一に、議員にあっては別表第二に定める経費」に改め、同項第三号及び同条第四項第一号中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費を別表に定める使途の項目」を「政務活動費を会派にあっては別表第一に、議員にあっては別表第二に定める経費」に改め、同条を第十条とする。

第八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第三項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第九条とする。

第七条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二項中「前項の規定による通知の内容」を「同項の規定による通知の内容」に改め、同条

を第七条とする。

第五条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「代表者は、議長」を「代表者は、議会の議長（以下「議長」という。）」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出し並びに同条第一項、第二項、第四項及び第五項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「三重県議会の会派（所属議員が一人の会派を含む。）」を「会派」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に、「三重県議会議員」を「三重県議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を、「会派」の下に「（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第二条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第一に、議員にあつては別表第二に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第十二条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項中「第十条第一項第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第十三条第一項中「第十条」を「第十一条」に改める。

第十四条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第十五条とする。第十三条の次に次の一条を加える。



(透明性の確保)

第十四条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。附則に次の一項を加える。

5 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千元に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

別表を次のように改める。

別表第一 会派に交付する政務活動に要する経費（第二条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派が行う三重県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	一 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	一 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二 議員に交付する政務活動に要する経費（第二条関係）

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	一 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	一 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の三重県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第五条の規定による会派の届出は、この条例施行の日において新条例第六条の規定により提出された会派の届出とみなす。

(三重県議会基本条例の一部改正)

4 三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条・第七条」を「第六条―第七条」に改める。

第三条第一号中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十五条第一項中「前二条」を「第十三条及び第十四条」に改める。

第十七条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条第一項中「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

## 提案理由

地方自治法の一部改正に鑑み、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、使途の透明性の確保に関する規定等を整備するとともに、県の厳しい財政状況を考慮し、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 議提議案第7号

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成25年2月27日

提出者	奥野英介
	中川康洋
	稲垣昭義
	中嶋年規
	中森博文
	前田剛志
	三谷哲央
	岩田隆嘉
	山本勝

#### 公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例（昭和二十四年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第百条第一項」を「第百条第一項後段」に改め、「議会に」及び「第百九条第五項、第百九条の二第五項、第百十条第五項及び」を削り、「第百十五条の二第一項」の下に「（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「のうち議会又は常任委員会等から参加を求められた者、」を「及び」に改め、「第百九条第六項、第百九条の二第五項、第百十条第五項及び」を削り、「第百十五条の二第二項」の下に「（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 議 案 の 上 程

- 議長（山本教和） 日程第1、議案第1号から議案第74号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

- 議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

- 知事（鈴木英敬） おはようございます。

平成25年定例会2月定例会議の議案等の説明に先立ちまして、平成25年度における県政の展開方向などについて説明いたします。

平成24年12月26日に安倍新内閣が発足しました。新内閣では経済再生を我が国にとっての最大かつ喫緊の課題に位置づけ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略という、いわゆる3本の矢で経済再生に取り組むこととしています。

新内閣発足以降、円安、株価の上昇が進み、経済再生への期待が膨らんできていますが、地方においてはまだ実感の伴うものにはなっていません。長引くデフレ・円高からの脱却、雇用や所得の拡大に向けてスピード感と実行力を持って臨んでいただき、実体経済の浮上につなげていただきたいと思います。

国においては、過去最大規模の92.6兆円となる平成25年度の国家予算案が閣議決定されました。この予算案は、さきに閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策及びこれを実行するための今般成立した平成24年度補正予算13.1兆円と一体的なもの、いわゆる15カ月予算として編成されたもので、切れ目のない経済対策が効果を発揮することを期待しています。

三重県では、このような国の動きに対応して、これまでの春と秋に加えてこの1月にも国への提言・提案活動を行い、防災・減災対策、インフラ整備・老朽化対策、中小企業支援などについて、国の予算編成に反映されたと

ころです。こうしたことも踏まえ、県では国の予算を積極的に活用しながら予算編成を行ったところであり、今後とも的確に対応していきます。

一方で、国においては、これまで地方自治体が行ってきた定員削減、独自給与削減等の取組にもかかわらず、地方公務員の給与削減を求めて地方財政計画の中で給与関係経費を削減しました。これは、地方自治の本旨から考えれば不適切であり、国に対しては、今後は今回のような措置を行うことのないよう、全国知事会等を通じて強く求めていきます。

しかしながら、国が地方に求めている防災・減災事業や地域経済の活性化については、その必要性を十分認識しているところであり、また、地方交付税が削減され歳入が減少する以上、何らかの対応について検討が必要であると考えます。

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）については、さきの日米首脳会議において、TPP交渉参加に当たり、一方的に全ての関税撤廃をあらかじめ約束することは要求されないと確認されたことを受けて、安倍首相は、なるべく早い段階で交渉参加について決断したいとの意向を示されています。

政府においては、交渉参加の判断に当たっては、国益が守られることを前提とするとともに、しっかりと国民への説明責任を果たしていただきたいと考えます。県としては、引き続き政府の動向を注視していきます。

平成25年度は、みえ県民力ビジョンを着実に推進するとともに、県民の皆様により一層の成果を届けるために、これまで以上に職員と一体となって県政の推進に取り組んでいきます。

特に、20年に一度の神宮式年遷宮を迎えることや、地震、津波、風水害等への対応が喫緊の課題であること、児童虐待やいじめなどが深刻化していることを踏まえ、「三重県のブランド力アップ～三重の魅力を大きく発信～」、「地域を守る～防災・減災対策の推進～」、「子どもを守る～児童虐待やいじめへの対応～」の三つに力を入れていきます。

まず、「三重県のブランド力アップ」については、多くの皆さんに三重の魅力を知っていただくために、平成25年度からの3年間、「三重県観光キャ

ンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を展開します。キャンペーンでは、三重県の知名度向上、県内の周遊性・滞在性の向上、三重ファン、リピーターの拡大三つを目指して、全庁を挙げて三重県の観光PR、誘客活動に取り組みます。三重の地が千客万来となるよう、市町や企業をはじめとする多くの関係者の皆さんとともに、三重県を大いに売り出します。

平成25年の夏に開設する首都圏営業拠点では、これまで首都圏で築いてきたネットワークの活用、拡大と、目的、ターゲットを明確にし、販路拡大や誘客などの営業活動を戦略的に進めます。

開設に向けてプレイベントやオープニングイベントを行うとともに、営業拠点において三重ファンを獲得するための講座やセミナーを開催するほか、応援企業や応援店舗と連携した三重フェアを開催するなど、三重県の魅力を前面に打ち出した営業活動を展開し、首都圏における情報発信に取り組みます。

また、平成26年度の熊野古道世界遺産登録10周年に向け、市町や関係機関と連携してプレイベントやキャンペーンを行います。

さらに、全国の有名百貨店で観光物産展を開催する平成おかげ参りプロジェクトを推進し、県内への誘客と県産品の販路拡大に取り組みます。

文化会館、図書館、美術館など、文化交流ゾーンを構成する県立の施設等が連携し、伊勢をテーマに、シンポジウム、展覧会、演劇等の様々な取組を行います。

海外からの誘客については、台湾との連携、交流に力を入れていきます。5月31日に志摩市において開催される2013日台観光サミット in 三重などを通して、台湾観光事業者に三重県をPRし、台湾での認知度向上を図ります。

また、先日、私自ら台湾を訪問し、三重県への観光誘客についてトップセールスを行うとともに、台湾内外から1000万人以上が集まる2013台湾ランタンフェスティバルに出席し、馬英九総統も出席されたメインイベントである点燈式に参加するとともに、都道府県として初めてランタンを出展するなど、三重の魅力、三重の観光を大いにアピールしてきたところです。

次に、「地域を守る」については、南海トラフを震源とする巨大地震への対応など、防災・減災対策に取り組みます。

まず、地震・津波対策では、三重県地域防災計画（震災対策編）を抜本的に見直すとともに、三重県緊急地震対策行動計画に基づく取組の成果を踏まえ、三重県新地震・津波対策行動計画を策定し、市町等と連携した総合的な防災・減災対策を推進します。

また、東日本大震災で明らかとなった課題を踏まえて、三重県石油コンビナート等防災計画の見直しを進めるため、防災アセスメント調査を行います。事業の実施に当たっては、防災の日常化に主眼を置いて、市町が実施する津波避難対策、孤立化防止対策等の減災対策への支援を行うとともに、学校における防災ノートの活用などによる防災教育を一層推進します。

また、木造住宅の耐震診断、耐震補強を支援するとともに、災害拠点病院や社会福祉施設、私立学校の校舎等の耐震化を促進します。

さらに、災害時医療に関しては、三重県災害医療対応マニュアルに基づき、医療機関や消防機関などとの迅速かつ適切な連携と対応を図ります。

国に対しては、東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議などを通して、南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の早期制定等を引き続き要請していきます。

次に、紀伊半島大水害を踏まえた自然災害への対応として、市町からの要望が極めて高い河川堆積土砂の撤去、海岸堤防における脆弱箇所の補強・耐震対策、防潮扉の動力化等の整備を進めるとともに、漁港の防波堤のかさ上げや岸壁の耐震化など、機能強化を図ります。また、治山ダム等の整備を進めるとともに、老朽化した土地改良施設の改修を行います。さらに、土砂災害のおそれのある区域の明確化や警戒避難体制の支援に向けて基礎調査を実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。

笹子トンネルの天井板落下事故を契機に、公共土木施設等の老朽化による劣化の状況を点検し、計画的かつ効果的な修繕、更新に取り組みます。

紀伊半島大水害からの復旧、復興については、鋭意災害復旧事業に取り組



んでいます。今年度末復旧見込みは、農地、農業用施設で91%、治山、林道、自然公園で85%、原形復旧を行う公共土木施設で92%となっており、川幅の拡大や道路の拡幅等を行う改良復旧事業とあわせて、早期の復旧、復興を目指します。

東日本大震災からの復興支援については、全国民の責務であると考えています。三重県として、被災地への職員の派遣、被災者への県営住宅等の提供、被災児童・生徒への就学支援等を引き続き行います。また、より個別具体的になっている被災地、被災者のニーズに対応できるよう、民間、NPO等と協力しながら、被災者への支援や被災地との交流促進に取り組みます。

最後に、「子どもを守る」についてです。昨年、児童虐待により2名の子どもの尊い命が奪われるという、大変痛ましく悲しい事案が発生しました。このような児童虐待事案は二度と起こさないという強い決意で、児童虐待防止に取り組みます。

現在行われている児童虐待死亡事例の検証会議での検討も踏まえ、職員の大幅な増員、組織体制の強化、情報共有の仕組みなどの整備を行い、法的対応と介入型支援の強化を図るとともに、市町の相談体制の一層の充実に取り組みます。

具体的には、児童相談センターに弁護士や警察職員等を配置した専門組織を新設し、児童相談所が実施する法的対応や介入型アプローチに関する専門的な支援を行います。また、一時保護など、援助方針の判断の的確性を高めるため、アセスメントツールの開発を行うとともに、虐待事例のリスク情報を共有化できるシステムの導入を行います。さらに、市町の人材育成等を支援するための専門チームを新設し、市町へのアドバイザー派遣、巡回相談を行うとともに、相談内容を適正に管理する児童相談記録システムの導入を支援します。

また、児童相談所に保健師等の増員を行い、市町等における母子保健の取組との連携を強化するとともに、相談体制を充実します。本庁には子ども虐待対策監を新たに設置し、児童相談センターと連携して、危機管理対応や市

町支援を行います。

こうした取組により、三重県全体の児童虐待防止の強化を図ります。

深刻化するいじめの未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、学級満足度調査を活用した子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めるとともに、いじめをはじめとする生徒指導上の課題の解決に対し、総合的に支援できる指導者の育成を図ります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、教育相談体制を充実するとともに、スクールカウンセラーの未配置校のうち、いじめ問題への対応が必要な小学校に対してはいじめ巡回相談員を派遣して、いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。

体罰等の防止については、電話相談や定期調査等による実態把握と早期対応に努め、未然防止、再発防止に取り組みます。あわせて、中学校及び高等学校の運動部活動に地域のスポーツ人材を外部指導者として派遣するとともに、教員や外部指導者を対象とした講習会を通して、指導者の資質や指導力の向上を図ります。

また、新たに子ども安全対策監を設置して、いじめ、体罰等の問題への的確な対応や、学校、市町教育委員会における早期対応への支援等を行います。

ひとり親家庭、生活保護世帯、児童養護施設の子どもたちが主体的に学び、自ら課題を乗り越える力を引き出すため、大学生等のボランティアなどによる学習支援を行います。

さらに、通学路の安全確保を図るため、歩道の整備や、早急に整備が必要とされる横断歩道表示、路側標識を整備するなど、交通安全対策を実施します。また、学校や塾帰りの子どもたちを犯罪被害から守り、子どもたちが安心して歩くことのできる道路や公園にするため、老朽化したミニスーパー防犯灯を、早急に新しい防犯機器に更新します。

以上の三つの取組に加え、産業振興については、「環境、エネルギー関連分野と地域活性化などの地域の諸課題とを結びつけたスマートライフの推進」、 「医療情報データベースを核にした医薬品や医療機器等の研究開発な

どに取り組むライフイノベーションの推進」、「県内農林水産業を牽引する売れる新商品開発や販路開拓を行う、みえフードイノベーションの推進や生産基盤の強化、担い手の育成・確保、木質バイオマスの利用促進」などにより、新たな成長分野を中心とする関連産業の振興、もうかる農林水産業の実現に向けて取組を進めます。

また、県内企業の再投資や県内外からの新たな投資を呼び込む仕組みとしてマイレージ制度を創設し、新たな成長分野であるクリーンエネルギー分野やライフイノベーション分野の企業や外資系企業、マザー工場、研究施設など、高付加価値創出型施設の誘致に取り組めます。あわせて、地域経済への波及効果が高い集客交流施設など、サービス産業の誘致を推進するとともに、研究者や技術者など、人材の誘致にも取り組めます。加えて、中小企業の活性化や障がい者雇用の促進に取り組めます。

紀伊半島大水害を踏まえ、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、今会議に、みえ森と緑の県民税条例案及びみえ森と緑の県民税基金条例案を提出したところです。平成26年4月1日からの、みえ森と緑の県民税の円滑な導入に向けた準備、県民の皆様への周知に取り組めます。

このような平成25年度における県政の展開方向を踏まえた上で、平成25年度当初予算編成の考え方について説明いたします。

平成25年度当初予算は、みえ県民カビジョン・行動計画の2年目として、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、平成25年度三重県経営方針（案）を踏まえて編成しました。あわせて、国の緊急経済対策を活用し、緊急かつ集中的に取り組むべき防災対策等を積極的に実施するため、平成24年度2月補正予算と一体的に捉えた14カ月予算として編成しました。

また、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源を柔軟に無駄なく配分するため、新たな予算編成プロセスのもと、施策別財源配分制度の廃止や市と部局長による協議の充実等を通じて、注力すべきものには注力する一方で、

厳しい優先度判断による事業の選択と集中を図りました。

とりわけ平成25年度三重県経営方針（案）において社会情勢の変化等に対応するため特に注力して取り組むこととした事業については、別枠で予算を確保するなど、「三重県のブランド力アップ～三重の魅力を大きく発信～」、「地域を守る～防災・減災対策の推進～」、「子どもを守る～児童虐待やいじめへの対応～」といった課題に的確に対応していきます。

一方、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り臨時財政対策債等を除く県債発行を抑制するとともに、総人件費の抑制を図るなど、財政健全化への取組を進めます。

以上のような考え方にに基づき予算編成を行った結果、当初予算の額は、一般会計では前年度当初予算と比べ0.8%増の6749億4562万2000円、特別会計で23.9%増の1817億5522万9000円、企業会計で5.8%減の390億8780万1000円となり、3会計を合わせた予算額は4.5%増の8957億8865万2000円となっています。

また、平成24年度2月補正予算は一般会計で284億5931万3000円となっており、平成25年度当初予算と合わせた14カ月予算のベースでは、前年度当初予算と比べ5.1%増の7034億493万5000円となっています。なお、基金積立金を除くと一般会計で195億8169万8000円となっており、平成25年度当初予算と合わせた14カ月の予算ベースでは、前年度当初予算と比べ3.8%増の6945億2732万円となっています。

このうち、まず当初予算の一般会計の歳入予算のうち、主なものについて説明いたします。

県税収入について、地方消費税が輸入額増による貨物割の増により増収となる見込みであるものの、法人関係税は円高水準が継続していた前年の実績に基づき申告されるため減収となることなどから、対前年度0.1%減の2064億7400万円を計上しています。

地方交付税について、国の平成25年度地方財政対策を踏まえ、2.6%減の1352億円を計上しています。

国庫支出金について、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金等の増により、10.5%増の768億2276万8000円を計上しています。

県債について、新県立博物館整備等の減により、9.7%減の1214億5400万円を計上しています。

基金繰入金について、財政調整のための基金等からの繰り入れの増加により、63.8%増の391億149万3000円を計上しています。

なお、平成24年度2月補正予算の歳入予算のうち主なものは、国庫支出金について、公共事業関係で72億3814万1000円、森林林業整備加速化・林業再生事業費補助金で28億7414万5000円、緊急雇用創出事業臨時特例交付金で22億5100万円を増額するなど合わせて161億8484万円を、県債について、公共事業関係で110億6800万円を増額するなど合わせて111億1300万円を、それぞれ増額しています。

次に、平成24年度2月補正予算と平成25年度当初予算を合わせた14カ月予算の主な取組について説明いたします。

「三重県のブランド力アップ～三重の魅力を大きく発信～」、「地域を守る～防災・減災対策の推進～」、「子どもを守る～児童虐待やいじめへの対応～」といった課題への的確な対応としては、既に述べた取組を着実に推進していきます。

新たな仕組みの構築など、諸課題への的確な対応としては、まず、みえライフイノベーション総合特区における取組を推進するため、総合特区地域協議会やみえライフイノベーション推進センター連絡会議を設置・運営するとともに、国内外の企業等に対する本特区の戦略的PR活動や、海外連携、広域連携を促進します。また、新たな産業の創出の可能性調査を実施し、今後の戦略的な製品化促進プロジェクトを検討、実施します。

平成19年度に策定した三重の文化振興方針については、教育、産業、観光などの他分野との連携といった幅広い視点から今後の文化行政のあり方を検討し、外部の意見も幅広く取り入れながら、10年先を見据えた新しい指針を策定します。

新県立博物館については、平成26年春の開館に向けて施設整備や広報活動を進めるとともに、MMM（みえマイミュージアム）プロジェクトなど県民参加型の取組や、多様な主体との連携により、みんなでつくる博物館のための組織や運営の仕組みを構築します。

平成26年4月1日に導入する予定の、みえ森と緑の県民税については、様々な媒体を用いた丁寧な周知を行うとともに、平成26年度に税収を活用した事業を迅速に展開できるよう、県による森林整備の事業予定地の調査、市町との協議等、必要な事前準備を行います。あわせて、賦課徴収に要する市町税システムの改修経費等を市町に対して交付します。

また、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、起業10年以内の事業者を主な対象に、地域資源を活用したサービスの提供などの活動を支援することにより事業拡大を促進し、雇用・就業機会の創出につなげていきます。

さらに、平成33年度に本県で開催する国民体育大会の運営経費については、多額の費用が必要と想定されるため、財政負担の平準化を図ることを目的として、三重県国民体育大会運営基金を新たに設置します。

次に、14カ月予算に計上しました選択・集中プログラムのうち、これまでに述べた取組以外の主な取組について説明いたします。

一つ目は、緊急課題解決プロジェクトについてであります。

「命と地域を支える道づくりプロジェクト」として、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う新たな命の道を確保するとともに、産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要に対応するため、幹線道路等の整備を進めます。また、紀伊半島のミッシングリンクとなっている未事業化区間、熊野大泊―新宮間の早期事業化に努めます。

「命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト」として、医師の不足や偏在の解消を図るため、三重県地域医療支援センターにおいて、新たに県内の医師需給状況等の把握や将来推計を行うことにより、今後の重点化すべき施策を検討するほか、医師修学資金貸与制度の運用等の取組を通じて、若手医

師等の県内定着を進めます。

また、県内医療機関における看護職員不足の解消のため、病院内保育所の運営支援等に取り組むとともに、就労環境改善のためアドバイザーを派遣することなどにより、看護職員の離職防止、復職支援を行います。さらに、在宅医療の充実を図るため、市町の在宅医療連携体制の構築に向けた取組を支援するとともに、在宅医療・在宅看取りの普及啓発を行います。

「働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト」として、中小企業の新分野進出を促進するため、新たに首都圏営業拠点を活用したビジネスマッチング等による三重の若手経営者と首都圏の企業家との出会いの場の構築など、人的ネットワークづくりに取り組みます。また、女性の就労を促進するため、相談支援等のほか、新たに女性経営者等との意見交換を行うなど、就労につながる取組を展開します。

「家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト」として、子育ての不安感や負担感の軽減を図るため、参加体験型のプログラム「親なびワーク」を、児童虐待未然防止の観点も踏まえて、乳幼児の親を重点的な対象としてリニューアルします。また、放課後児童クラブの設置や運営に対して、市町の要望を踏まえ支援を行うとともに、市町が行う子ども医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

「『共に生きる』社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト」として、県民が障がい者と接したり交流したりする機会や場が乏しく、社会全体の障がい者雇用の重要性に対する理解が進んでいないことから、障がい者に対する理解と雇用の促進を図るため、調査、課題分析を行うとともに、経済・労働団体、行政、専門家等により、アンテナショップカフェ等、新たな仕組みづくりの検討を行います。

また、近年の発達障がい児に対する支援ニーズの増加に対して、身近な地域で早期に適切な相談や療育が受けられるよう、医療、福祉、教育が連携して、個々の障がいや成長段階に応じた途切れのない発達支援を総合的に行う、こども心身発達医療センター（仮称）の整備に向けて各種調査・設計を進め、

工事に着手します。あわせて、同センターに併設して、県内の発達障がい児、肢体不自由児等の教育支援の拠点となる特別支援学校の新設に向けて準備を進めます。

「三重の食を拓く『みえフードイノベーション』～もうかる農林水産業の展開プロジェクト」として、もうかる農林水産業を実現するため、産学官の多様な主体によるみえフードイノベーション・ネットワークを推進し、さらなるプロジェクトの創出や県外からの来訪者を意識した商品づくりに取り組み、売れる新商品の開発を強化します。

また、県産品の国内外での認知度向上、販路開拓を支援するため、県内事業者の商談や意見交換の場づくりを行います。さらに、台湾及びタイで物産展を開催し、海外への県産品の輸出拡大に取り組みます。

「日本をリードする『メイド・イン・三重』～ものづくり推進プロジェクト」として、中小企業の海外展開を支援するため、中国及び東南アジア諸国連合（ASEAN）にビジネスサポートデスクを引き続き設置するとともに、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）のネットワークを活用した環境ビジネス展開支援の方向性を検討します。また、三重県中小企業振興条例（仮称）の制定に向けた調査検討を行います。

「暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」として、集落ぐるみで獣害対策に取り組む地域を支援するため、地域リーダーの育成支援等を行うとともに、国の交付金を活用し、侵入防止柵などの施設整備を促進します。また、集落ぐるみで行う追い払い活動に対して支援します。さらに、農林水産被害の軽減に向けて、野生鳥獣个体数を減少させるため、囲いわな方式による猿の大量捕獲技術の開発を行うとともに、市町間連携によるニホンジカやイノシシの一斉捕獲の取組等を支援します。

「地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト」として、住民の安全・安心を確保するため、産業廃棄物が不適正処理された事案のうち、桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山の4事案について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復事業に着手します。



二つ目は、新しい豊かさ協創プロジェクトについてであります。

「未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト」として、県民総参加による学力向上の取組を充実するため、まなびのコーディネーターを活用して、地域の教育力を生かし、子どもたちの学びを地域で支えるみえの学び場づくりを推進します。

また、専門性の高い図書館司書の有資格者を派遣し、司書教諭や担任等に対して、学校図書館を活用した事業の支援等を行うとともに、家族で読書を楽しむファミリー読書を推進します。さらに、フューチャー・カリキュラム実践研究委員会及び小・中学校の教科別のプロジェクトチームを設置し、授業改善モデルの作成に向けた実践研究に取り組むとともに、授業改善モデルの普及を図るため公開研究事業を行い、教職員の授業力向上を目指します。

「夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト」として、本県で行う国民体育大会やインターハイに向けた中長期的な競技力向上を図るため、指導者の資質向上やジュニア世代への働きかけを強化していきます。

また、スポーツを地域の経済や観光の振興につなげる市町の取組や、市町が開催するスポーツイベント等にメディカルサポートやトップアスリートを派遣するなどの支援を行い、地域スポーツの推進及び地域の活性化に取り組みます。さらに、全国障がい者スポーツ大会の開催に向けては、障がい者スポーツの普及と機会の充実を図るとともに、全国大会等で活躍できるアスリートを育てるための環境づくりに取り組みます。

「スマートライフ推進協創プロジェクト」として、非可食性バイオマスを原料とした燃料や化成品を製造するバイオリファイナリーに係る研究プロジェクト化を目指すため、コンビナート企業等と連携して研究会の設置を行います。また、木質バイオマス原料の安定供給体制を構築するため、供給事業者への設備支援等を行うとともに、平成26年度稼働予定の発電施設の原料需要に対応するため、未利用原木ストックヤードの確保を支援します。さらに、地域の活性化や災害時の電力確保を図るため、農業用水を利用した小水力発電施設の整備等を行います。

「県民力を高める絆づくり協創プロジェクト」として、県民の皆さんの参画を促し、NPO活動の促進を図るため、「夢をかたちにするまちづくり〜『新しい公共』のヒント集」の内容を広く、県民、NPO、企業、行政等へ周知するとともに、NPO等の実践活動発表会等を行います。また、平成26年の「美し国おこし・三重」県民力拡大プロジェクトに向けて、プレ縁博みえなどのプレイベントを実施します。

三つ目は、南部地域活性化プログラムについてであります。

南部地域への誘客を促進するため、複数市町が連携して取り組む幹線道路を活用した取組を支援します。また、若者世代の流出や少子化が著しい南部地域において、市町等が行う婚活支援の取組を支援します。さらに、南部地域の新たな雇用の創出を促すため、地域資源を活用した新しい事業展開や事業拡大を行う事業者に対し支援します。

最後になりますが、国の平成25年度地方財政対策において地方公務員給与費の減額等の措置が講じられたことに伴う歳入減については、当面の対応として、人件費においてその一部の予算計上を見送るとともに、財政調整基金の緊急対応分の一部を取り崩しています。一方、その給与削減額に見合った事業費として設定された特別枠のうち、地方交付税、臨時財政対策債で措置される地域の元気作り事業費については、現時点で試算した相当額30億円を財政調整基金に積み立てています。

次に、今回提案しています予算以外の議案は、条例案44件、その他議案11件の合計55件ではありますが、その概要について説明いたします。

議案第20号は、県民の心身の健康の増進に寄与するため、三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱの設置及び管理について、必要な事項を定める条例を制定するものです。

基金に関し、議案第21号は第76回国民体育大会の円滑な運営に必要な経費の財源に充てるために、議案第22号は災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるために設置するものです。

また、議案第40号から第46号までは、基金の設置目的となる事業の実施期間や採択期限の延長に鑑み、規定を整備するものです。

議案第23号は、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものです。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による関係法令の一部改正等に鑑み、議案第24号から第31号までは軽費老人ホーム等の設備及び運営等に関する基準等をそれぞれ定めるもので、議案第53号は職業能力開発校において行う職業訓練等に関する規定を整備するもので、議案第63号は三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止するものです。

議案第32号は、関係法律に基づき、三重県新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるものです。

議案第33号は、関係法律の一部改正に伴い、三重県情報公開条例等の規定を整理するものです。

議案第34号は、関係法律に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

条例の一斉点検・見直しにより、議案第35号は県統計調査に関する規定並びに県統計調査に係る調査票情報の二次利用及び提供に関する規定を、議案第39号は警察職員を除く職員の救慰金の額等に関する規定を、議案第62号は警察職員の救慰金の額等に関する規定を、議案第47号は家畜商講習手数料についての規定を、議案第48号は保健所手数料についての規定を、議案第52号はみえ県民交流センターの利用に関する規定を、議案第54号は学校の教室等の出入り口等に関する規定をそれぞれ整備するものです。

議案第36号、第55号及び第61号は、定数の見直し等に伴い、職員の定数等についてそれぞれ改正するものです。

議案第37号及び第56号は、人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、号級の切りかえに伴う経過措置等の規定等を整備するものです。

議案第38号及び第57号は、民間における退職給付及び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引き下げを行うものです。

議案第49号は、試験研究機関における試験項目の変更及び試験等の手数料の額を改定するとともに、公益上特に必要がある場合に使用料及び手数料の額の減免を行うことができるよう規定を整備するものです。

議案第50号は、関係政令の一部改正に鑑み、風俗営業許可申請手数料等についての規定を整備するものです。

議案第51号は、三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する規定を整備するものです。

議案第58号は、三重県総合文化センターの利用者の利便性の向上を図るため、施設の利用に関する規定を整備するものです。

議案第59号は、青蓮寺発電所及び比奈知発電所の譲渡並びに三重ごみ固形燃料発電所に係る電気の供給先の選定方法の見直しに伴い、規定を整理するものです。

議案第60号は、工業用水道事業の円滑な維持運営を図るため、工業用水の料金を改定するものです。

議案第64号は、包括外部監査契約を締結しようとするものです。

議案第65号、第66号及び第68号は、県の行う建設事業の経費に関し、関係市町に負担を求めようとするものです。

議案第67号は、国が行った土地改良事業の負担金の償還に要する経費に充てるため、市町の負担金を徴収しようとするものです。

議案第69号及び第70号は、工事請負契約を締結しようとするものです。

議案第71号は、県道の路線を廃止しようとするものです。

議案第72号及び第73号は、議会の議決を要する計画について策定しようとするものです。

議案第74号は、公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議をしようとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に、報告事項について説明いたします。

報告第1号から第21号までは、議会の委任による専決処分をしましたので報告するものです。

報告第22号は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの常勤職員の数について、関係法律に基づき報告するものです。

報告第23号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき報告するものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

## 議 提 議 案 審 議

○議長（山本教和） 日程第2、議提議案第3号三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例案及び議提議案第4号議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。中嶋年規議員提出条例検証特別委員長。

〔中嶋年規議員提出条例検証特別委員長登壇〕

○議員提出条例検証特別委員長（中嶋年規） おはようございます。

ただいま議題となりました議提議案第3号三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例案及び議提議案第4号議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案につきまして提案説明申し上げます。

まず、三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例案についてであります。

三重県地域産業振興条例は、県内一律の産業振興施策ではなく、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進することが重要であるとの考えのもと、県民、産業に携わる者、市町及び県が協働することを通じて、三重県の将来

を支える産業を力強く推進し、これからの時代を担う若者が地域の将来について希望を抱くことができる活力ある地域社会を実現し、地域経済の健全な発展と県民生活の安定向上に寄与することを目的に、平成17年に制定された条例です。

この三重県地域産業振興条例について、昨年5月に設置された議員提出条例検証特別委員会において、条例の目的は達成されているか、制定後の社会情勢の変化に合っているかなどの観点で検証を行ってきました。本条例案は委員会における検証の結果を受けたものです。

改正の概要について、7点御説明申し上げます。

第1に、産業の振興を図るには地域間の連携も考慮する必要がありますが、この旨が現行の条文においては明確でないため、第1条の基本理念に「地域間の連携」の文言を明記することとしました。

第2に、人材育成や若者が地域の将来に希望を抱くことができる活力ある地域社会を実現するためには教育機関との連携が重要であることから、第2条の県の責務に、連携協力に努めるパートナーとして「教育機関」を明記することとしました。

第3に、IT化が進んだ今日においては産業の振興にとって情報通信技術の活用が重要であることから、第5条の基本方針に情報通信技術の活用を加えることとしました。

第4に、流通の促進は産業の振興にとって重要であることから、第5条の基本方針に「流通」を加えることとしました。

第5に、社会経済活動における国際化が進展する中、国際的視点に立った産業活動の促進が重要であることから、第5条の基本方針に「国際的視点に立った産業活動を促進すること」を加えることとしました。

第6に、産業の振興を図るに当たっては県と関係者との協働が必要であり、特に関係者の意見を施策に反映することが重要であることから、第6条に「関係者の意見の施策への反映に努めるものとする」を明記することとしました。

第7に、経済的社会的環境の変化が激しい今日においては、本条例がこの変化の流れに対応できているかを適宜確認することが重要であることから、附則の検討条項を「必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる」こととしました。

以上が議提議案第3号の提案説明であります。

次に、議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案についてであります。

議員提出条例検証特別委員会において、議員提出条例における形式的な文言の見直しを行いました。本条例はその形式的な文言の見直しの結果を受けたものです。

以上が議提議案第4号の提案説明であります。

慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

議提議案第3号及び議提議案第4号の2件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

## 議 提 議 案 審 議

○議長（山本教和） 日程第3、議提議案第5号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案及び議提議案第6号三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。29番 稲垣昭義議員。

[29番 稲垣昭義議員登壇]

○29番（稲垣昭義） ただいま議題となりました議提議案2件につきまして、提出者を代表いたしまして御説明申し上げます。

初めに、議提議案第5号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議員報酬については、昨年7月から本年3月までの間、月額7.8%を減額する措置を実施しておりますが、なお県の財政状況が厳しいことを考慮し、引き続き本年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、議長、副議長及び議員の議員報酬の月額をそれぞれ7.8%減額するものであります。

次に、議提議案第6号三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

1点目は、地方自治法の一部改正により政務調査費が政務活動費に改められたことに伴って所要の規定を整備するものであり、主な改正点としては、交付の趣旨に「その他の活動」を追加したこと、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めたこと、議長による用途の透明性の確保について新たに規定したことなどであります。

2点目は、議員報酬と同じく、県の厳しい財政状況を考慮し、引き続き本年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、三重県議会の会派に交付される政務活動費の月額を1人当たり15万円から8万4000円に減額するものであります。



以上をもちまして提案説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただき、御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（山本教和） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 皆さん、おはようございます。

議提条例第5号及び第6号に対して反対討論をさせていただきたいと思っております。

私は、みんなの党会派、松阪市選出の中西勇です。時間をいただき、よろしく申し上げます。

まず内容ですが、三重県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁済に関する条例の附則の改定の内容について、議長、副議長及び議員報酬の7.8%の削減、期末手当には反映しない、期間、平成25年4月より1年間。政務調査費は、三重県政務調査費の交付に関する条例の附則の改定について、議員1人当たり一月、会派分、議員分の合計額から20%の削減をすると。それから、上記の金額は会派分から減額する。期間は、平成25年4月1日から1年間という内容でございます。

反対の理由を今から言わせていただきますが、私は、議員自ら身を切る改革は必要であると、そのように当初から言っております。平成23年、三重県議会議員にならせていただきました。そこで、代表者会議で傍聴議員として

同席させていただいたときに、議員報酬について聞かれました。私は、議員報酬は20%、そして、期末手当50%を削減するべきだと意見を言わせていただきました。その場の議論では、東日本大震災を受けて、義援金として10%の寄附を11カ月分しようということで議論が出ておりました。当然必要なことだと思ひまして、それ以上のことは言わなかったんです。

そして、昨年平成24年度、この件の議論のとき、ある会派は5%、ある会派は10%、また、残りの会派は政務調査費減額50%というような話が出たように思います。そして、平成24年度は議員報酬7.8%、政務調査費20%ということになったのだと思います。

そこで私の意見なんです、その場で、まだまだ甘いと思います。でも一歩前へ前進したと思ひ、賛成はさせていただきました。しかし、今回の議案は現状と全く一緒であり、議会改革を進める三重県議会としてはまだ甘いし、改革が進んでいないと、そのように思うわけです。

栃木県や長崎県の通年議会が行われ、この三重県も通年議会ということで今年度から行われておりますが、そこでもしっかり議員報酬の議論をされております。別に他県に倣う必要はないと思ひますけれども、少なくとも前年より改革は進んでほしいと、そのように思うわけです。

また、議員報酬等に関する在り方調査会の報告を受けて議論をするワーキンググループに私も入っておりますが、こんなことを言われる議員の方がございました。議員報酬の削減を訴えて当選したのは公職選挙法に抵触するのではないかと言われました。全くとんでもない話だと思ひます。私は、それぞれの議員が政策を訴えて当選してきた内容についてとやかく言われることはない、そのように思ひます。

また、今回、鈴木知事から、財政の本当に厳しい中で政策内容を精査していただいて、平成25年度の当初予算が組まれております。今回、この議会で議論されます。そんな中で、経済状態がよくなっているのであるならまだしも、現状の削減のままでは甘いと、そのように訴えたいわけがございます。

昨年より進んだ削減ということで、私も昨年場合は賛成をさせていただ

いたんですが、仮に、私が訴えている議員報酬20%、期末手当50%を削減すると、年間約1億円、そして、期末手当の部分で8400万円、それと、政務調査費、20%を30%にということで訴えたいと思うんですが、その部分で5900万円が削減になります。合計すると2億4300万円余りになります。こういう部分を踏まえて、今回の削減は7868万円余りでございますが、昨年と違ってもう少し前へ進んでいただきたい、そのように訴えたいわけです。そういう理由で今回、反対をさせていただきます。聞かれた議員の皆さんも、反対できる方があったら反対していただきたいと、そのように思うわけでございます。

私は1人の会派でございます。意見の言える場が少ないのでここで意見を言わせていただいて、今回の議案に関して反対をさせていただきます。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本教和） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

議提議案第5号及び議提議案第6号の2件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

## 議 提 議 案 審 議

○議長（山本教和） 日程第4、議提議案第7号公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（山本教和） これより採決に入ります。

議提議案第7号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 特 別 委 員 長 報 告

○議長（山本教和） 日程第5、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、議員提出条例検証特別委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。中嶋年規議員提出条例検証特別委員長。

〔中嶋年規議員提出条例検証特別委員長登壇〕

○議員提出条例検証特別委員長（中嶋年規） 議員提出条例検証特別委員会における検証の経過について御報告申し上げます。

本委員会は、昨年9月に中間報告を行って以降、三重県地域産業振興条例について詳細な検証を行ってきました。これまで参考人を招致して聞き取りを行うなど議論を重ね、委員を出していない会派の御意見を向うとともに、本条例の制定時に御意見をいただいた団体に対して聞き取り調査を行いました。その際いただいた御意見を踏まえ、条例改正案を作成し、昨年12月21日から本年1月21日にかけてパブリックコメントを実施した後に、2月26日に開催された全員協議会において条例改正案について御説明申し上げます。

さらに、三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例案とともに、議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案を議案として提出し、先ほど採決していただいたところです。全議員の皆様を御賛同いただきましたことを改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

聞き取り調査を行った団体からは、条例改正案に直接関係する意見とともに、個々の分野における施策推進に関する具体的な意見をいただきましたので、ここにその主なものについて申し述べます。

まず、農業分野においては、6次産業化を進めるに当たっては生産体制の強化が重要であり、担い手の確保、鳥獣害対策や耕作放棄地対策の充実が求められています。

次に、林業分野では、木材の生産ロットの拡大が求められており、地域の視点を強調するより、県全体で三重の木を売り出す取組に力が入れています。また、林業の振興を図るためには、木材の生産だけでなく、木材を使うことが重要であることから、県民に森林の有する多面的機能を理解していただく取組や、県産材が積極的に活用されるような需要拡大策が求められます。

次に、水産業分野では、従事者が高齢化しており、世代交代を進めて、継続して産業として成り立つような施策が必要です。学校給食や道の駅など、地元での魚の消費拡大、また、水産振興に関する条例の制定も期待されています。

次に、商工業分野では、地域の生活を支え、重要な構成員となっている県内の中小企業に光を当てる施策を推進する必要があります。また、独自製品をつくる企業の育成、海外展開の支援、人材育成等に取り組むとともに、地域の中で人、物、金を有効活用して財が循環する仕組みをつくるのが地域産業の活性化につながるものと考えます。

以上、申し述べましたが、県当局におかれては、これらの意見を十分に尊重し、今後の地域産業振興施策の推進に取り組まれるよう要望いたします。

最後に、これまで検証を進めてきた中で、本委員会として、次のとおりの意

見を申し上げます。

まず、三重県地域産業振興条例の制定時にも議論がありましたが、県自らが地域の特性や地域への優先発注などに配慮した取組をより積極的に進めるよう要望します。

次に、先ほどの知事提案説明でもありました三重県中小企業振興条例（仮称）の制定に向けた取組が進められていることについてであります。

産業分野別の振興条例が制定されてきている中で、それらの条例との重複の問題が本委員会において議論されました。三重県中小企業振興条例（仮称）の制定の暁には、議会として再度、三重県地域産業振興条例について検討が加えられることを望むものであります。

以上、申し述べましたが、本委員会において、私ども議会は、議員提案であるなしにかかわらず全ての条例について、目的どおりに事務が執行されているか、常に監視、評価する姿勢をより高めていくことが必要であるとの議論がなされました。

また、特に議員提出条例については、提案した経緯を踏まえ、県民の意識や社会経済環境の変化などを勘案し、常に検証を行っていくことが必要であり、それが議会の文化となることを期待申し上げ、本委員会の報告といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で特別委員長の報告を終わります。

## 特 別 委 員 会 の 廃 止

○議長（山本教和） 日程第6、議員提出条例検証特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員提出条例検証特別委員会は、その調査を終了いたしましたので廃止したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、議員提出条例検証特別委員会は廃止することに決定いたしました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（山本教和） お諮りいたします。明28日から3月3日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、明28日から3月3日までは休会とすることに決定いたしました。

3月4日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問並びに議案に関する質疑を行います。

## 散 会

○議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時4分散会